

知的障害者旅客運賃割引規則(平成3年11月西日本旅客鉄道株式会社公告第48号)の一部を次のように改正し、2025年4月1日から施行します。

2025年2月25日

現行	改正
<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この規則は、知的障害者が、単独で又は介護者とともに、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社(以下これらを「<u>旅客鉄道会社</u>」という。)の経営する鉄道(以下これらを「<u>旅客鉄道会社線</u>」という。)及び連絡運輸の取扱いをする会社線(以下「<u>連絡会社線</u>」という。)を乗車船する場合に適用する。</p> <p>(知的障害者)</p> <p>第2条 この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」(昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知。以下「<u>事務次官通知</u>」という。)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。</p> <p>(中略)</p> <p>2 <u>前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に区分する。</u></p> <p>(1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 知能指数がおおむね35以下の者であつて、日常生活において常時介護を要する程度のもの</p> <p>イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であつて、日常生活において常時介護を要する程度のもの</p> <p>(2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。</p> <p>3 <u>第1種知的障害者及び第2種知的障害者の別については、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。</u></p> <p>(介護者)</p> <p>第3条 <u>知的障害者が、第1種知的障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者</u></p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この規則は、知的障害者が、単独で又は介護者とともに、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社の経営する鉄道(以下これらを「<u>旅客鉄道会社線</u>」という。)及び連絡運輸の取扱いをする会社線(以下「<u>連絡会社線</u>」という。)を乗車船する場合に適用する。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、この規則により割引の取扱いをする乗車券類を発売しない連絡会社線は、旅客連絡運輸規則(昭和62年4月西日本旅客鉄道株式会社公告第17号)別表に定める。</u></p> <p>(知的障害者)</p> <p>第2条 この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」(昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知。以下「<u>事務次官通知</u>」という。)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。</p> <p>(中略)</p> <p>2 <u>前項に定める知的障害者の割引種別は次に掲げる各号のとおりとし、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により判別する。</u></p> <p>(1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 知能指数がおおむね35以下の者であつて、日常生活において常時介護を要する程度のもの</p> <p>イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であつて、日常生活において常時介護を要する程度のもの</p> <p>(2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。</p> <p>(介護者)</p> <p>第3条 <u>この規則において「介護者」とは、第1種知的障害者又は定期乗車券を使用する12才未満の第2種知的障害者に随伴</u></p>

1人に対して、1人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であつて、その購入する乗車券類の種類・乗車船区間及び有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券類と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券類の種類)

第4条 知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車船する場合及び第2種知的障害者が単独で乗車船する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種知的障害者及び12才未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。
- (3) 普通回数乗車券 第1種知的障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。
- (4) 急行券(特別急行券を除く。) 第1種知的障害者が介護者とともに、旅客鉄道会社の普通急行列車に乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する乗車券類と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であつても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であつても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 知的障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。ただし、知的障害者が普通乗車券によつて単独で乗車船する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。
- (2) 急行券については、旅客鉄道会社線の急行列車の停車駅相互間とする。

(割引率)

第6条 知的障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

する旅客(知的障害者1人に対して1人に限る。)であつて、係員が介護能力があると認める者をいう。

2 前項の介護者が使用する乗車券類は、知的障害者が使用する乗車券類の種類・乗車船区間及び有効期間が同一のものであつて、かつ、知的障害者が使用する乗車券類と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券類の種類)

第4条 知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車船する場合及び第2種知的障害者が単独で乗車船する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種知的障害者又は12才未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。
- (3) 普通回数乗車券 第1種知的障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。
- (4) 普通急行券 第1種知的障害者が介護者とともに、旅客鉄道会社線の普通急行列車に乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する乗車券類と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であつても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であつても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 知的障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。ただし、知的障害者が普通乗車券によつて単独で乗車船する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。
- (2) 普通急行券については、旅客鉄道会社線の普通急行列車の停車駅相互間とする。

(割引率)

第6条 知的障害者及び介護者に対して発売する乗車券類の割引率は、5割とする。ただし、小児の定期旅客運賃に対しては、割引をしない。

号)第66条の規定により鉄道駅バリアフリー料金を旅客運賃とあわせ收受する場合にあつては、その合計額に対して前項の割引率を適用する。

(割引乗車券類の購入申込み)

第 7 条 知的障害者が割引乗車券類を購入する場合は、療育手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもつて必要な乗車券類の申込みをしなければならない。

(中略)

(割引乗車券類の旅客運賃・料金の払いもどし)

第 9 条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券類に対する旅客運賃・料金の払いもどしは、知的障害者に対する乗車券類とその介護者に対する乗車券類とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

(療育手帳の携帯)

第 10 条 知的障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車船中は、療育手帳を携帯して、係員の請求があつたときは、いつでも呈示しなければならない。

(以下略)

(割引乗車券類の購入申込み)

第 7 条 知的障害者が割引乗車券類を購入する場合は、有効な療育手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもつて必要な割引乗車券類の申込みをしなければならない。

(中略)

(旅客運賃・料金の払いもどし)

第 9 条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券類に対する旅客運賃・料金の払いもどしは、知的障害者に対する乗車券類とその介護者に対する乗車券類とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

(療育手帳の携帯)

第 10 条 知的障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車船中は、有効な療育手帳を携帯して、係員の請求があつたときは、いつでも呈示しなければならない。

(以下略)